

◎新潟県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、新潟県病院局の職員が結成し、又は加入する新潟県立病院労働組合について、新潟県病院局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成31年4月18日次のとおり認定した。

なお、平成28年新潟県労働委員会告示第2号は廃止する。

令和元年5月10日

新潟県労働委員会

会長 櫻井 英喜

勤務箇所	役職名
本庁	局長 次長 参与 参事 課長 業務指導監 課長補佐 経営企画員 総務係長 職員係長 総務課の副参事、主査、主任及び主事（給与、人事、労働組合に関する事務を行う者に限る。）
病院	院長 参与 副院長 循環器病センター長 がん予防総合センター長 診療部長（がんセンター新潟病院にあっては臨床部長、研究部長及び情報調査部長） 内視鏡センター長 薬剤部長（中央病院、精神医療センター、吉田病院、がんセンター新潟病院及び新発田病院に限る。） 看護部長 事務長 事務長補佐
看護専門学校	学校長 教頭 事務長